税務署だより

さあ自宅でe-Tax! 確定申告書等作成コーナーから

作成コーナー

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪

自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪

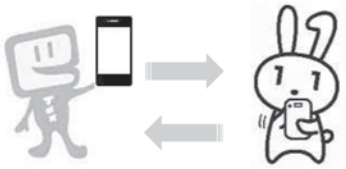

自宅から

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪

「自宅からのe-Tax」５つのメリット！

税務署への持参

印刷・郵送代

添付書類

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間

※メンテナンス時間を除きます

還付金

３週間程度で還付！

書面提出の場合は
１か月～１か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック

スマホ申告

医療費控除

マイナンバーカード方式

こちらからアクセス！

確定申告　動画

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！　カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！

パソコンで申告！　スマホがICカードリーダライタの代わりに！

用意するものは次の２つ

マイナンバーカード

＋

マイナンバーカード読取対応
のスマートフォン

ICカードリーダライタ不要！

マイナポータルアプリを
インストールするだけ！

令和４年分（令和５年１月以降）からさらに便利に！

マイナンバーカードの読み取り回数が１回に！※

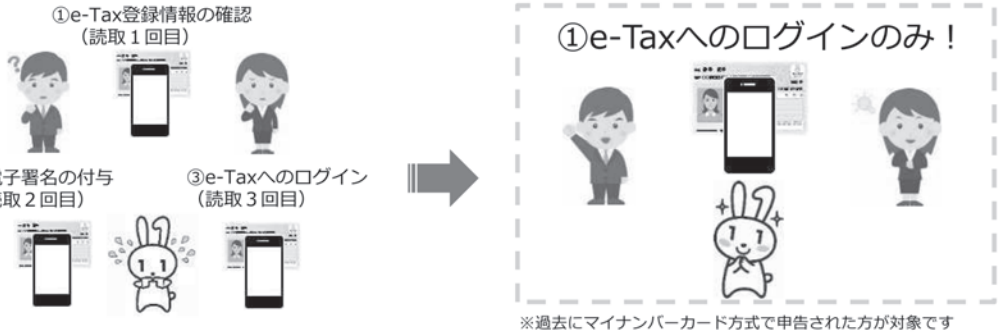

※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！
パソコンの画面もリニューアル！

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

R4.8

電子納税証明書（PDF）がさらに便利に！スマホで請求！スマホで受取！

電子納税証明書（PDF）は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください！

電子納税証明書（PDF）の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました！

電子納税証明書（PDF）のメリット！

- **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます！
- **メリット02** **手数料がオトク！**（1税目1年度あたり370円）
  ※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます！
  ※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます！

簡単な3ステップ　請求から受取までの流れ

① 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択

iPhoneの方はこちらからログイン
https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index2.html

Androidの方はこちらからログイン
https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index3.html

② 電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与

③ 電子発行・受取

メッセージボックスに手数料の案内が格納されます。インターネットバンキングで手数料納付後、納税証明書データをダウンロードできるようになります

留意点

ご利用に当たっては、納税者本人（法人の場合は代表者本人）のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書（PDF）の請求は、本人（法人の場合は代表者本人）のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい手続きはこちらから▶

読み取れない場合はこちらから
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm

国税庁　国税庁ホームページ
https://www.nta.go.jp/

納税証明書の便利な請求、受取方法は他にもあります。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

熊本県県央広域本部・熊本市だより

不正軽油の防止、撲滅にご協力ください

「　不正軽油とは？　」

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として軽油に灯油や重油等を不正に混ぜたものや、灯油・重油をそのまま自動車の燃料として使用しているものをいいます。

不正軽油は、悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、その排出ガスなどから環境汚染の原因ともなります。

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供、運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

「軽油の抜取調査」

熊本県では、不正軽油撲滅のため、地方税法に基づき、軽油を燃料とする車両から燃料の抜取調査を実施しています。

調査実施の際は、ご協力ください。

身の回りでこんなことありませんか？

- **極端に安い値段で軽油を販売している**
- **不審なタンクローリーが出入りしている**
- **排気ガスが異様に黒く、車体が重油臭い**

不正軽油撲滅のために情報を集めています。
不正軽油に関する情報は、熊本県県央広域本部税務部までお知らせください。

熊本県 県央広域本部 税務部 課税第一課
TEL：096-333-3223（直通）
FAX：096-333-3233

熊本市からのお知らせ

償却資産の申告は1月31日(火)までに！

令和5年1月1日現在、市内に償却資産(構築物、機械、工具・器具・備品、船舶などの事業用資産)をお持ちの方(法人、個人)は、法定申告期限の**1月31日(火)まで**に、**「償却資産申告書」**を提出してください。申告書には、所有する資産の多少にかかわらず、減価償却済の資産も含めて記入してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送または電子申告(eLTAX)での提出にご協力をお願いします。

主な償却資産

●構築物・・・・・・・・・・・ビニールハウス、駐車場等の舗装、緑化設備、外構など
●機械・装置・・・・・・・・太陽光発電設備、製造加工機械、機械式駐車場、土木建設機械など
●車両・運搬具・・・・・・大型特殊自動車(ロードローラーなど)
●船舶・・・・・・・・・・・・・漁船、作業船、モーターボートなど
●工具・器具・備品・・・エアコン、パソコン、ロッカー、コピー機など
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

HPはこちらから➡

マイナンバーの記入と本人確認について

平成28年1月からマイナンバーを利用した行政手続きの開始により、償却資産申告においてもマイナンバーの記入をお願いいたします。なお、申告書提出時に番号法16条の規定に基づくマイナンバーの確認と本人確認を行います。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期間延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者・中小事業者を支援する観点から適用期間を延長します。(適用資産・特例率の変更はありません。)

●適用期間・・・・・・・・・認定後～令和5年3月31日までに取得した資産
※認定申請については、産業振興課(096－328－2950)へお問い合わせください。

HPはこちらから➡

(固定資産税課　096－328－2195)

電子納税の対象税目拡大について

令和5年4月から電子納税の対象税目が拡大されます。詳細については、令和5年3月に開設されるeLTAXホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp/)をご参照ください。

電子納税可能となる税目

●市県民税(普通徴収)
●固定資産税・都市計画税
●軽自動車税(種別割)

(納税課　096－328－2204)

法人市民税の申告書記載方法について

法人市民税の第二十号様式の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」欄が未記載の場合、内容確認に時間を要し、納税証明書の発行の遅延等、行政サービスに影響を及ぼす場合があります。

正確な申告に基づいた適正で迅速な行政サービスの提供を実現するため、申告書ご記入の際は記載漏れのないよう、正しい記載にご協力をお願いいたします。

（市民税課法人課税班　096－328－2173）

法人市民税申告書（第20号様式）

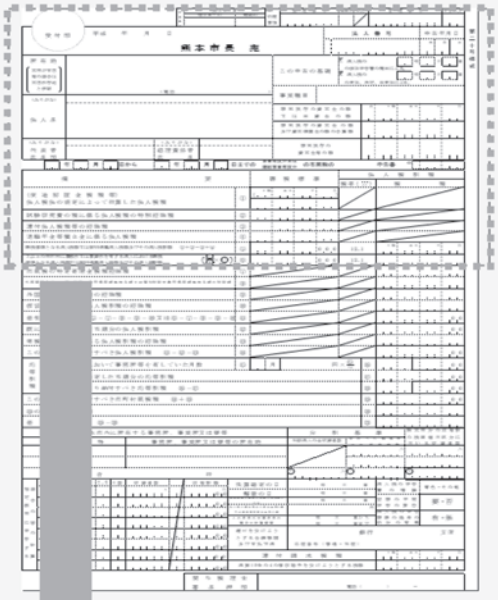

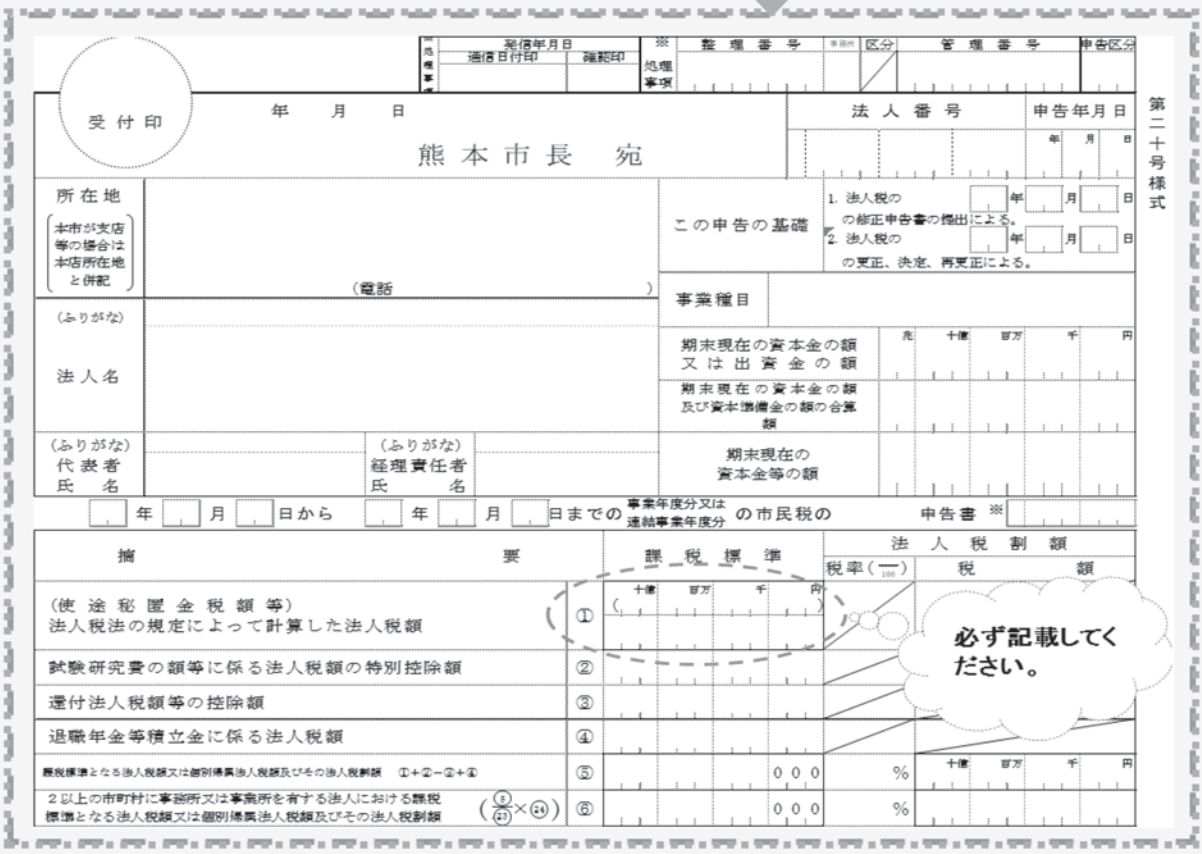

第二十号様式

受付印　年　月　日　熊本市長　宛

発信年月日　通信日付印　確認印　※処理事項　整理番号　事務所　区分　管理番号　申告区分

法人番号　申告年月日　年　月　日

所在地（本市が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　）

この申告の基礎　1. 法人税の　年　月　日の修正申告書の提出による。　2. 法人税の　年　月　日の更正、決定、再更正による。

事業種目

（ふりがな）法人名

期末現在の資本金の額又は出資金の額　兆　十億　百万　千　円

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

（ふりがな）代表者氏名　（ふりがな）経理責任者氏名

期末現在の資本金等の額

年　月　日から　年　月　日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の　申告書　※

摘要		課税標準	法人税割額 税率（一/100）	法人税割額 税額
（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	十億 百万 千 円		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額　①＋②－③＋④	⑤	000	%	十億 百万 千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額	⑥	000	%	

必ず記載してください。